

# 令和3年第12回会津若松市

## 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年12月20日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1名

1番委員	庄司 遼				
------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	入岡 直子	主任主事	相澤 俊輔		

農政課

副主幹	酒井 康之				
-----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第12回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。  これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。  総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。  また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。  なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。  また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。  本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。  また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。  それでは只今より会議を開きます。  まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員18番・渡部政美委員、農業委員2番・多田善信委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。  始めに、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員)  島影盛継委員 退席</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。  南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員3番)  長尾 好章 委員</p>	<p>議案第48号1番について、農業委員3番長尾より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、離農により農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、12月15日午前10時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番)  弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より2番から6番について説明願います。</p> <p>議案第48号2番から6番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、一部離農により農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、12月18日午後4時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 18 番) 渡部 政美 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 7 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 8 号 7 番について、農業委員 1 8 番渡部より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1 2 月 1 4 日午後 1 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 8 番について説明願います。</p> <p>議案第 4 8 号 8 番について、推進委員 1 1 番二瓶より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1 2 月 1 7 日午後 4 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 4 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 4 8 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>島影盛継委員 着席</p> <p>次に、議案第 4 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>農業委員 4 番渡部より、議案第 4 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、居宅及び農業用倉庫として利用するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第 3 種農地と見られることから、転用許可可能なものがあります。 なお、これは合同調査でありまして、1 2 月 1 6 日午前 9 時 4 0 分から、農地部会より 吉田部会長、大竹副部会長、弓田部会委員の 3 名の他、地区委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画</p>

	<p>法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第49号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第49号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第50号の審議に移る訳ですが、私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31の規定に基づき退席の許可を願います。 以降の進行は、渡部会長職務代理者をお願いします。</p> <p>永井会長 退席</p>
会長職務代理者	<p>議長を交代いたしました。それでは、議案第50号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 吉田和明委員 退席</p> <p>(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員) 島影盛継委員 退席</p> <p>まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。 大戸地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員	<p>推進委員11番二瓶より議案第50号所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月19日午後4時より地区担当委員2名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	<p>川南地区担当委員より2から3番について説明願います。</p>

<p>(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>農業委員 6 番星より議案第 5 0 号所有権移転の 2 番から 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>2 番の案件につきましては、施設園芸を営む認定新規就農者が経営規模拡大のため、所有権移転をしようとするものであります。なお、申請地については、台帳・現況ともに田であることから、田の単価で売買を行うことで、売り手・買い手が合意しております。また、買い手はハウス用の畑として利用することから、所有権移転後の経営面積の欄には畑として面積を算入しております。</p> <p>3 番の案件については、2 番の売手農家とその代替地として、所有権移転をしようとするものです。</p> <p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 2 月 1 4 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>次に利用権設定についてお願いします。</p> <p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 8 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>推進委員 8 番佐藤より議案第 5 0 号利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 5 日午前 1 0 時 3 0 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>高野地区担当委員より 2 番から 7 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 8 番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>農業委員 1 4 番弓田より議案第 5 0 号利用権設定の 2 番から 7 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>5 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、その他の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>なお、2 番の案件における賃借料については、湯川村の賃借料情報に準じている金額となっております。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 8 日午後 4 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>神指地区担当委員より 8 番から 2 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>推進委員 5 番佐藤より議案第 5 0 号利用権設定の 8 番から 2 1 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>8 番から 1 9 番の案件については、農家間における利用権設定であり、2 0 番から 2 1 番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 9 番) 渡部 政治 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 2 2 番から 2 6 番について説明願います。</p> <p>推進委員 9 番渡部より、議案第 5 0 号利用権設定の 2 2 番から 2 6 番についてご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 2 2 番から 2 3 番は個人案件、2 4 番から 2 6 番は門田第 4 地区の集落案件であり、これらの案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。 申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 2 7 番から 3 3 番について説明願います。</p> <p>農業委員 4 番渡部より議案第 5 0 号利用権設定の 2 7 番から 3 3 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 2 7 番の案件については、農家間における利用権設定であり、2 8 番から 3 3 番の案件については、赤井地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 6 日午前 1 0 時 1 0 分より地区担当委員 4 名が調査、確認を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員 17 番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 3 4 番から 3 7 番について説明願います。</p> <p>農業委員 1 7 番奈良橋より議案第 5 0 号利用権設定の 3 4 番から 3 7 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 3 4 番から 3 5 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、3 6 番から 3 7 番の案件については、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員 2 番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 3 8 番から 5 2 番について説明願います。</p> <p>農業委員 2 番多田より議案第 5 0 号利用権設定の 3 8 番から 5 2 番について、ご報告いたします。 なお、農地中間管理事業に関する案件につきましては、館ノ内地区の案件も含まれておりますが、機構貸付面積の多い川南地区よりご報告をいたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 3 8 番から 4 4 番の案件については、農家間における利用権設定であり、4 5 番から 5 2 番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。 3 8 番の案件につきましては、圃場条件が悪いことから、賃借料が 3 筆無償となっております。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 4 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査、確認を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

会長職務代理者	館ノ内地区担当委員より53番から54番について説明願います。
(推進委員14番) 星 俊典 委員	<p>推進委員14番星より議案第50号利用権設定の53番から54番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月15日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	日橋地区担当委員より55番から56番について説明願います。
(推進委員1番) 二瓶 正貴 委員	<p>推進委員1番二瓶より議案第50号利用権設定の55番から56番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月18日午前10時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	堂島地区担当委員より57番から60番について説明願います。
(推進委員17番) 棚木 信治 委員	<p>推進委員17番棚木より議案第50号利用権設定の57番から60番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月18日午後1時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。
	(なし の声あり)
会長職務代理者	<p>それではお諮りします。議案第50号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会長職務代理者	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第50号は原案のとおり決せられました。</p> <p>ここで議長を交代いたします。</p> <p>永井会長 着席 吉田和明委員 着席 島影盛継委員 着席</p>
会 長	<p>議長を交代いたしました。次に、議案第51号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。</p> <p>事務局より提案理由の説明を求めます。</p>

事務局	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする定められておりますので、令和3年12月1日付け3農政第1113号で会津若松市長より意見を求められております会津若松農業振興整備計画の変更案についてを審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
農政課	<p>農政課の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の案件につきましては、令和3年10月31日までに農用地区域の変更申出書を受付したものであり、農用地区域への編入案件が1件、除外案件が4件でございます。</p> <p>はじめに、編入案件であります。</p> <p>事業計画者は会津大川土地改良区でありまして、令和6年度に北会津町本田地区において農地中間管理機構関連農地整備事業を予定しております。</p> <p>農振法第10条第3項の規定により、土地改良事業等の対象地については、農用地区域に指定すべき土地とされていることから、申出のあった区域を農用地区域に編入するものです。</p> <p>なお、編入区域は、総会資料13ページの斜線引きの区域であり、北会津町本田村間689-1外35筆、田11017㎡、畑4438㎡の合計15455㎡となります。</p> <p>次に、除外案件であります。</p> <p>除外案件につきましては、4件とも電気通信事業者が設置する携帯電話の無線基地局用地とするため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>これらは、公益性が高い事業として、転用許可が不要とされているものであり、農振除外についても、事前着工が可能となっているものです。</p> <p>市では、事業完了後の現況に合わせて、他の案件と併せて手続きを行うものであります。</p> <p>なお、土地の所在と地目、面積については、記載のとおりであります。</p> <p>会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る説明については、以上であります。</p>
会 長	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第51号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第31号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第30号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から9番について、事務局よりご報告いたします。</p>



会 長	<p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。なお、都市計画法上の意見としまして、1番には、隣接する土地との境界を明確にしてください。施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。との意見が付されております。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時10分 閉会を宣言する。)</p>
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年12月21日

会津若松市農業委員会 会長

18番農業委員

2番農業委員